

新発田市中心市街地エリア空き店舗等利活用推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地エリアにおける賑わいを創出し、もって地域経済の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において新発田市中心市街地エリア空き店舗等利活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地エリア 中心市街地（新発田市中心市街地活性化推進条例（平成21年新発田市条例第34号）第2条第1号に規定する中心市街地をいう。）のうち、別表1に定めるエリアをいう。
- (2) 空き店舗等 現に利用されていない店舗、施設、遊休地等をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、中心市街地エリアの空き店舗等で開催され、かつ、第1条に規定する目的を達成するために効果、成果等が期待できる事業であって、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) まちの新たな魅力づくりに繋がる事業
- (2) 地域資源のPRに繋がる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。

- (1) 市が実施する他の助成制度等により補助を受けている事業
- (2) 親睦、レクリエーション及び飲食を主たる目的とする事業
- (3) 祭り、運動会、スポーツ大会等地域で恒例となっている事業

(4) その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を実施する団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中心市街地エリアに活動拠点を有する非営利団体又は都市再生推進法人（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第118条第1項の規程により市長が指定した都市再生推進法人をいう。）であること。
- (2) 2人以上の会員で組織されていること。
- (3) 組織の運営に関する定款、規則、会則等があること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を行う団体でないこと。
- (5) 新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と社会的関係を有する会員がいないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表2に掲げる経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象としない。

- (1) 補助事業の実施にかかわらず経常的に発生する経費
- (2) 証拠資料等により支払金額が確認できない経費
- (3) 飲食、接待等に係る経費
- (4) 補助金の交付決定以前に発生した経費
- (5) 補助事業を実施する年度内に支払が完了しない経費
- (6) 社会通念上不適切と認められる経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長が定める期日までに新発田市中心市街地エリア空き店舗等利活用推進事業補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第3号様式)
- (3) 誓約書(別記第3号様式の2)
- (4) 補助対象経費の金額が確認できる書類(見積書等)
- (5) 補助事業を実施する箇所の位置図
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付すると決定したときは、新発田市中心市街地エリア空き店舗等利活用推進事業補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により、補助金を交付しないと決定したときは、新発田市中心市街地エリア空き店舗等利活用推進事業補助金不交付決定通知書(別記第5号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、やむを得ない事情により補助事業の内容を変更しようとするときは、新発田市中心市街地エリア空き店舗等利活用推進事業補助金変更交付申請書(別記第6号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更交付申請を承認したときは、新発田市中心市街地エリア空き店舗等利活用推進事業補助金変更交付決定通知書(別記第7号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 交付決定者は、補助事業の中止その他の理由により補助金の申請を取り下げようとするときは、その取下げ原因の発生後、速やかに新発田市中心市街地エリア空き店舗等利活用推進事業補助金取下げ申請書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する取下げの申請を承認したときは、新発田市中心市街地エリア空き店舗等利活用推進事業補助金取下げ承認通知書（別記第9号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は市長が指定する期日までに、新発田市中心市街地エリア空き店舗等利活用推進事業補助金実績報告書（別記第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記第11号様式）
- (2) 収支決算書（別記第12号様式）
- (3) 補助対象経費の支払関係帳票の写し（領収書等）
- (4) その他補助事業の内容が分かる資料

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、新発田市中心市街地エリア空き店舗等利活用推進事業補助金確定通知書（別記第13号様式）により当該報告者に通知するものとする。

2 前項に規定する審査に当たっては、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

(補助金の支払)

第13条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額の確定を行った後に補助金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、交付決定者の申出により、補助事業の内容等に応じ特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(取消し及び返還)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) 新発田市補助金等交付規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

2 前項に規定する場合において、既に補助金が交付されているときは、交付された補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。